

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令  
北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項の表課の部に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、課内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
------	--------------------------------

## 附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

## 目 次

規 則	ページ
○北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 .....（労働委員会事務局総務審査課）	1
訓 令	
○北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令.....（北方領土対策課）	1
道議会訓令	
○北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令.....	1

## 道 議 会 訓 令

### 北海道議会訓令第1号

北海道議会事務局

北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月31日

北海道議会議長 村田憲俊

北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令  
北海道議会事務局組織規程（昭和52年北海道議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項(1)の表課及び室の部室長の項の次に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
------	-----------------------------------

## 附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

## 規 則

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第7号

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則  
北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項の表課の部参事の項の次に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、課内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
------	--------------------------------

## 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

## 訓 令

### 北海道訓令第4号

本 庁  
出 先 機 関

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。